第三十五条中「0.0074」を「0.0075」に改める。

第三十七条の二第一号中「一・〇五六」を「一・〇七二」に改める。

第三十七条の二中「一・一〇二」を「一・〇四八」に改める。

第三十七条の四中「〇・七二五」を「〇・一一二」に改める。

第三十七条の四の二を次のように改める。

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の二　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

A＋B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによって算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

α×1.063×0.75

算式Ⅰの符号

α　前年度の６月、９月及び３月に交付された地方消費税交付金の額

B　次の算式Ⅱによって算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引き上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$\beta \times \frac{a}{b} \times 0.75$

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第72条の115第２項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額

a　当該市町村人口

b　当該道府県人口

第三十七条の五中「〇・九四六」を「〇・九八〇」に改める。

第三十七条の六第１号及び第２号中「0.8637」を「0.4379」に改める。

第三十九条第１号及び第２号中「〇・九七五」を「〇・九七九」に改める。

第四十条第１号中「一・〇二三」を「一・〇〇四」に改める。

第四十条の二中「一・〇〇八」を「〇・九六四」に改める。

第四十条の三中「〇・九六一」を「一・〇〇六」に改める。

第四十条の四中「〇・九九八」を「〇・九七二」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「、第五十三条」を削り、「、第九十四条及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」を「及び第九十四条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」に、「沖縄振興法改正法」という。）附則第二条」を「平成二十四年沖縄振興法改正法」という。）附則第二条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖縄振興法改正法」という。）附則第五条」に改め、「、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下この条及び次条において「中心市街地法」という。）第四十八条」を削り、「第六条の十三」を「第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条」に、「及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「並びに企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に改め、同条第１号算式の符号Ａ中「、第94条及び沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条」に、「第６条の13」を「第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条」に改め、同号算式の符号Ｂ中「、第94条及び沖縄振興法改正法附則第２条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条」に、「第６条の13」を「第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条」に改め、同条第２号算式の符号Ｃ中「、第94条及び沖縄振興法改正法附則第２条」を「及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条」に改め、同号算式の符号Ｄ及び算式の符号Ｅ中「第６条の13」を「第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条」に改め、同号算式の符号ａ及び算式の符号ｃ中「、第94条及び沖縄振興法改正法附則第２条」を「及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条」に、「第６条の13」を「第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条」に改め、同条第３号算式の符号Ｂ中「、中心市街地法第48条」を削り、同号算式の符号Ｅ中「、中心市街地法第48条の規定の適用に係るものにあっては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とし」を削り、同号算式の符号Ｈ中「、第94条及び沖縄振興法改正法附則第２条」を「及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条」に改める。

第四十三条第１号算式の符号Ｅ中「、中心市街地法第48条の規定の適用に係るものにあっては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とし」を削り、同号算式の符号Ｈ中「、第94条及び沖縄振興法改正法附則第２条」を「及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条」に改める。

第四十七条第１項中「（以下「適用合併」を「（以下この条において「適用合併」という。）」に改め、同条第11項中「44,053」を「52,910」に、「2,203」を「2,646」に、「264,317」を「317,460」に改め、「（合併特例法第２条第３項又は合併新法第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）」を削り、「平成20年４月２日」を「平成21年４月２日」に改め、同条第四項中「2,270円」を「1,890円」に、「C_{11}＝0.087」を「C_{11}＝0.085」に、「C_{12}＝0.087」を「C_{12}＝0.086」に、「C_{13}＝0.088」を「C_{13}＝0.087」に、「C_{14}＝0.087」を「C_{14}＝0.086」に、「C_{15}＝0.091」を「C_{15}＝0.090」に、「C_{16}＝0.092」を「C_{16}＝0.091」に、「C_{17}＝0.096」を「C_{17}＝0.095」に、「C_{18}＝0.096」を「C_{18}＝0.095」に、「C_{19}＝0.098」を「C_{19}＝0.096」に改める。

第四十八条第１項中「（平成十一年四月一日以後の市町村の合併に係るものに限る。）のうち適用合併」を「のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行う、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から平成二十六年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）」に、「平成二十五年度」を「平成二十五年度」に改める。

第四十九条第二項第三十二号中「東日本大震災全国緊急防災施策債の額」を「東日本大震災全国緊急防災施策等債の額」に改め、同条第三項第三号中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「上水道一般会計出資債許可額」を「市町村上水道一般会計出資債同意等額」に、「、平成二十四年三月三十一日」を「、平成二十五年三月三十一日」に、「及び平成二十四年三月三十一日」を「及び平成二十五年三月三十一日」に、「の平成二十四年三月三十一日」を「の平成二十五年九月三十日」に改め、同項第四号中「〇・八四三一」を「〇・九一八六」に、「経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数は、当該新市町村（ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数とし」を「経常態容補正係数は、零とし」に改め、同項第六号中「それぞれ」の下に「按分するものとし、外国人人口は算定前年度の算定に用いた合併関係市町村の人口により」を加え、同項第九号中「二・二七〇」を「一・八九〇」に改める。

第五十条第二号中「七三・五〇」を「七一・四三」に改め、同条第七号の四の二中「を、合併関係市町村ごとの算定前年度の基準額によって按分した額と、地方消費税交付金基準額（従来分）を合併関係市町村ごとの算定前年度の基準額によって按分した額とを合算した額とする。」を「のうち、地方消費税交付金基準額（引き上げ分）を合併関係市町村ごとの人口によって按分した額とを合算した額とする。」に改める。

第五十四条第１項中「対しては」の下に「、当該災害が発生した年度又はその翌年度において」を加える。